

平成25年度第3回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成26年3月19日（水）午後1時15分から午後4時40分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、杉本委員、田代委員

(2) 事務局

杉村総務課長、佐藤課長補佐、杉本、藤本

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

| | | |
|-------------|---|---|
| 会 | 長 | 今回は新規審議案件4件、新規報告案件16件、変更審議案件6件、変更報告案件10件です。よろしくお願ひします。 |
| 事 務 局 | 課 | （「臨時福祉給付金支給事務」「特別児童扶養手当進達事務」「特別障害者手当等支給事務」「児童扶養手当」について説明） |
| 会 | 長 | 臨時福祉給付金は国と県と市が負担しますか。 |
| 福 祉 | 課 | 給付金は国が全額負担します。 |
| 会 | 長 | 「特別児童扶養手当進達事務」の届出簿に静岡県へ情報を外部提供するとありますが、この事務は元々県が行っていた事務ですか。 |
| 福 祉 | 課 | この事務につきましては、受付業務は市町が行い、静岡県が手当の給付を行っています。 |
| 会 | 長 | 「臨時福祉給付金支給事務」については、本人以外から個人情報を収集することについて類型9、公共事業として事務を遂行するために必要である、また、本人以外から個人情報を収集したことについての本人への通知について類型3、事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであるという案が示されています。 その他の事務については、個人情報の目的外利用について類型3、行政機関からの照会について回答する必要がある、また、個人情報を目的外利用したことについての本人への通知について類型3、事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らか |

| | | |
|------------------|--|--|
| | | かであるという案が示されていますが、いかがでしょうか。 |
| 委 員 | | 異議なし。 |
| 会 長 | | それではこの4つの事務につきましては、示された案のとおりお認めします。 |
| 事 務 局 課 | | (「ひとり親家庭子育て支援助成金支給事務」について説明) |
| A 委 員 | | ファミリー・サポート・センター事業についてですが、どこで育児の援助を行いますか。 |
| 児 童 課 | | 育児の援助を受ける方の要望によりますが、受ける方の自宅が多いです。また、学校や保育園等の送迎をお願いする方も多いです。 |
| A 委 員 | | それでは、ベビーシッターに近い事業ということですか。 |
| 児 童 課 | | ベビーシッターに近い事業とも言えます。安心してこの事業を利用してもらうために、援助する方は援助する前に研修を受けさせたり、援助する前に顔合わせを行ったりしています。 |
| A 委 員 | | 研修を行うということは専門的な教育を受けるということですね。 |
| 児 童 課 | | 救急救命や子どもの栄養のこと、子どもの見守り方等の研修を一通り受けた方が育児の援助を行っています。 |
| A 委 員 | | 送迎を利用する方が多いということですが、1時間未満の利用料はどのようになりますか。 |
| 児 童 課 | | 30分単位で利用料を算出しています。 |
| A 委 員 | | 援助する側から見ますと、1時間あたりの賃金としてはあまり高くないと思いますが。 |
| 児 童 課 | | 利用料は賃金としてもらうのではなく、援助する方と援助を受ける方の契約の上で支払っています。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 会 | 長 | 「ひとり親家庭子育て支援助成金支給事務」についてですが、この事務は課税・納税状況について、どのような個人情報収集しますか。 | |
| 事 | 務 | 課税情報での扶養親族人数を確認しています。 | |
| 会 | 長 | 所得要件を確認するので、所得額と扶養親族人数が必要になるということですね。 他に意見がないようでしたら、この事務について承ったこととします。 | |
| 事 | 務 | 局 | （「子育て世帯臨時特例給付金支給事務」「児童手当事務」について説明） |
| 会 | 長 | 島田市の該当者はどのくらいいますか。 | |
| 児 | 童 | 課 | 対象者は12,000人程度を見込んでいます。 |
| 会 | 長 | 基準日が平成26年1月1日ですので、調査は終わっていますか。 | |
| 児 | 童 | 課 | 対象者はある程度絞れていますが、これから判明する平成25年の所得で支給の可否を判断します。 |
| 会 | 長 | この給付金は何月に支給しますか。 | |
| 児 | 童 | 課 | この事業も臨時福祉給付金支給事業と並行して行いますので、7月以降の申請を予定しています。 |
| A | 委 | 員 | 対象者に申請書を送付されるとのことですが、全員申請されると思いますか。 |
| 児 | 童 | 課 | 特例給付金は申請期間が短く、国がテレビや新聞等で大々的に周知するようですので、それなりの程度の申請はあると考えています。 |
| 会 | 長 | 最近ではいるはずの乳幼児が存在しないということも起こっていますが、この給付金をきっかけに申請に来ない乳幼児を調査する予定はありますか。 | |

| | |
|-----------------|--|
| 児 童 課 | この給付金は申請期間が短く、本人の申請に基づいて支給しますので、そのようなことにはならないのではないかと思います。 |
| 会 長 | 給付金の申請期限は決まっていますか。 |
| 児 童 課 | 現在要綱を制定中ですが、最短で3カ月、最長でも6カ月を予定しています。 |
| 会 長 | 「子育て世帯臨時特例給付金支給事務」については、本人以外から個人情報を収集することについて類型9、また、本人以外から個人情報を収集したことについての本人への通知について類型3という案が示されています。 「児童手当事務」については、個人情報の目的外利用について類型3、また、個人情報を目的外利用したことについての本人への通知について類型3という案が示されていますが、いかがでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 会 長 | それでは、お認めしたいと思います。 |
| 事 務 局 健康づくり課 | (「在宅医療意識に関する市民アンケート」「在宅医療推進協議会・専門部会」について説明) |
| 会 長 | この事務は県下一斉に行う事務ですか。 |
| 健康づくり課 | 市の申し出により、県が補助金を交付することで行っている事務です。 |
| 会 長 | 「在宅医療意識に関する市民アンケート」については、本人以外から個人情報を収集することについて類型11、市民への意識調査を目的としてアンケートを送付するために必要である、また、本人以外から個人情報を収集したことについての本人への通知について類型3という案が示されていますがいかがでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 会 長 | それでは、お認めしたいと思います。 |
| 事 務 局 | (「島田宿大井川川越遺跡整備事業」「島田宿大井川川越遺跡保 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 文 化 課 | 存管理計画策定委員会」について説明) |
| 会 長 | 「島田宿大井川川越遺跡整備事業」についてですが、史跡への追加指定を予定している周辺土地所有者は何名くらいいますか。 |
| 文 化 課 | 周辺土地所有者は13名です。 |
| 会 長 | 「島田宿大井川川越遺跡保存管理計画策定委員会」についてですが、委員の選定にあたり、文化庁調査官、県教育委員会文化財保護課と協議されるようですが、個人情報を外に提供することになりませんか。 |
| 文 化 課 | 学識経験者を選定するにあたり、市では保存計画を策定するためにどのような学識経験者を選定すればよいのかわかりませんでしたので、文化庁や県から歴史学や史跡保存等の専門家を紹介していただき、その中から学識経験者を選定しております。 |
| A 委 員 | 取引状況の個人情報を収集するとなっておりますが、これは選任されてから収集されますか。 |
| 事 務 局 | 選任にあたり候補者の氏名、住所や職業の情報を収集し、選任が決まってから取引状況、委員会に出席した際の報酬を振り込む口座の情報を収集します。 |
| 会 長 | 「島田宿大井川川越遺跡整備事業」については、本人以外から個人情報を収集することについて類型9また、本人以外から個人情報を収集したことについての本人への通知について類型3という案が示されていますがいかがでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 会 長 | それでは、お認めしたいと思います。 |
| 事 務 局 国 保 年 金 課 長 寿 介 護 課 | (「特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健診事業」 「介護保険給付実績(審査支払)事務」について説明) |
| A 委 員 | 特定健康診査等について、本人以外からの個人情報の収集の理由として、既に法令等及び本人の同意が示されていますが、なぜ新たに類型9により公益上必要であるという理由を追加します |

| | |
|------------|--|
| | か。 |
| 事務局 | 今回、新たに介護保険給付実績事務から施設入所者に係る個人情報収集しますが、このことについて、法令の定めがなく、本人の同意を得た上で個人情報を収集するものではありませんので、審議会に公益上必要であると認めていただきたいと思います。 |
| 会長 | 現在も特定健康診査の対象とならない方は決まっていたけど、これからは本格的に対象外となる方を外すということですか。 |
| 国保年金課 | 現在も住所から対象とならない方を外す作業を手作業で行っていますが効率が悪いため、システムを利用して効率よく作業を行う予定です。その際に介護保険給付実績事務が保有している施設入所者に係る個人情報を利用することで、より確実に対象とならない方を除外したいと考えています。 |
| 会長 | 「特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健診事業」については、本人以外から個人情報を収集することについて類型9 また、本人以外から個人情報を収集したことについての本人への通知について類型1、本人に通知することで当該事務の円滑な実施を困難にすることが明らかであるという案が示されています。 「介護保険給付実績（審査支払）事務」については、個人情報の目的外利用について類型3、また、個人情報を目的外利用したことについての本人への通知について類型1 という案が示されていますが、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 会長 | それでは、この2件についてお認めしたいと思います。 |
| 事務局 福祉課 | （「島田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」について説明） |
| 会長 | この事業での「児童」は18歳までですか。 |
| 福祉課 | この事業では、18歳までの者を「児童」としています。 |
| 会長 | 他に質問がないようでしたら、報告を承ったこととします。 |
| 事務局 | （「難病患者等家庭介護リフレッシュ事業」について説明） |

| | |
|-------------|--|
| 福 祉 課 | |
| A 委 員 | この事業のことをどのように難病患者を持つ家族へ周知しますか。 |
| 福 祉 課 | 難病患者の方の大半は福祉サービスを受けていますので、サービスの利用実績から誰が対象者であるか把握しています。今までこのようなサービスがなく、家族に紹介できるものはありませんでしたので、そのような方に周知したいと思います。 |
| 会 長 | デイケアのように患者を一日預かる事業は行いませんか。 |
| 福 祉 課 | 法律には定めがありますが、それを行うことができる事業者の数が非常に少なく、島田市から一番近い事業者は静岡市にあります。難病患者の方は難病以外にも障害をもっていることが多く、自分で動けないため、移動する際は救急車のような福祉車両を利用して移動する必要があります。このため、実際に静岡市まで通うのは困難です。 |
| B 委 員 | この事業での自己負担は3分の1であるとのことですが、費用の総額はどのぐらいになりますか。 |
| 福 祉 課 | 1日あたりの最大である6時間利用した場合は、総費用が12,000円程度、そのうち自己負担は4,000円程度を予定しています。 |
| C 委 員 | この事業は健康保険を用いて利用する2時間を合わせると、1日最大8時間利用できるということですか。 |
| 福 祉 課 | 最大8時間利用することができますが、訪問看護ステーションの利用予約が多いので、実際に8時間利用するのは難しいと思います。 |
| 会 長 | それでは、この事務について報告を承ったこととします。 |
| 事 務 局 出 納 室 | (「市金庫閉庫時間における収納事務」について説明) |
| 会 長 | このような事務は今まで行わなかったのですか。 |

| | |
|-----------|--|
| 出納室 | 他課では行っておりましたが、出納室では行っていませんでした。 |
| 会長 | 先ほど説明のあったもののみを収納するということですか。 |
| 出納室 | 出納室で預かることができるものは全て納めることができます。 |
| 会長 | 金銭の出納を整理するために、納めに来られた方の個人情報を本人から収集するということになりますが、収集した個人情報の保存期間はありますか。 |
| 出納室 | この事務で収集した個人情報は1年間保管します。保管は出納室が行います。 |
| A委員 | 「指定場所」で保管するということですが、「指定場所」は「市金庫」ではないのですか。 |
| 出納室 | 一時的に他の場所で保管していますが、最後は市の金庫で保管しています。 |
| 会長 | よろしいでしょうか。それでは、この事務についても承ったこととします。 |
| 事務局 秘書 | (「島田市の花・木・鳥制定委員会」について説明) |
| 会長 | いつ頃制定されますか。 |
| 秘書課 | 平成26年中には決めたいと考えています。 |
| 会長 | 他に質問がなければ、承ったこととします。 |
| 事務局 総務 | (「島田市平和都市宣言制定委員会」について説明) |
| 会長 | 高校生の委員がいるということは、土日や学校が終わってから委員会を開きますか。 |
| 総務課 | 部活動を行っている高校生もいますので、委員会の際に次の委 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 員会の時間調整を行った上で開催しています。 |
| 会 | 長 | よろしいでしょうか。それでは、承ったこととします。 |
| 事 | 務 | 局 課 （「島田髷娘体験モニター募集」について説明） |
| 観 | 光 | |
| 会 | 長 | 体験モニターの定員が10名となっていますが、この10名は先着ですか。それとも選抜されるのですか。 |
| 観 | 光 | 課 今回の応募者が10名だったので行いませんでしたが、もし10名以上の応募がありましたら選定する予定でした。 |
| 会 | 長 | 仮に定員以上の応募があった場合、応募者全員の個人情報を外部へ提供しましたか。 |
| 観 | 光 | 課 モニターとなる方のみ個人情報を提供し、漏れた方の個人情報は提供しません。 |
| A | 委 | 員 課 「髷娘」の体験となっていますが、モニターの年齢制限はありますか。 |
| 観 | 光 | |
| 会 | 長 | 特に制限を設けておりません。 |
| 会 | 長 | 未婚者と既婚者で髷の形は異なりますか。 |
| 観 | 光 | 課 多分違うと思います。本格実施の際は、今回のモニターの見直しを行い、婚姻の有無に関する情報等も必要になるかもしれません。 |
| 会 | 長 | 他にないようでしたら、報告を承ったこととします。 |
| 事 | 務 | 局 課 （「公共下水道接続工事費補助事業」について説明） |
| 下 | 水 | |
| 会 | 長 | 個人情報の記録項目として「課税・納税状況」を収集するとされていますが、下水道事業受益者負担金の滞納状況であるならば、税ではないので「課税・納税状況等」とされたほうがよろしいと思いますが。 |

| | |
|------------|---|
| 事務局 | 「課税・納税状況」の具体例として、「公共料金の納付状況」がありますので、この記録項目を選びましたが、わかりにくいので、その他の記録項目として「下水道事業受益者負担金の滞納状況」を届出簿に明記します。 |
| 会長 | 法人も補助事業の対象になりますか。 |
| 下水道課 | 法人はこの事業の対象外です。 |
| 会長 | 補助金の財源として、国からの交付金等がありますか。 |
| 下水道課 | 市単独の補助事業として行います。 |
| 会長 | 質問がなければ、承りたいと思います。 |
| 事務局 児童課 | (「障害児等相談支援事業」について説明) |
| B委員 | 個人情報の記録項目として月収、年金、各種手当の「財産・収入」に関する情報を収集することとしていますが、この事業に所得制限を設けていますか。 |
| 児童課 | 所得制限は設けていませんが、収入により負担金が変わりますので、この項目に関する情報を収集する必要があります。 |
| 会長 | フェイスシートは法律の施行規則などで決められた様式ですか。 |
| 児童課 | フェイスシートは市で作成したものです。県から盛り込むべき項目が示されていますので、それを基に作成しています。 |
| A委員 | この事業はどのように周知しますか。 |
| 児童課 | この事業は障害福祉サービスを利用する際に必要となる事務ですので、本人が福祉課へ障害福祉サービスを利用したいと申請する際に福祉課の担当からこの事業を利用するよう紹介があります。 |
| 会長 | 他に質問がなければ、この事業について伺ったこととします。 |

| | |
|--------------|--|
| 事務局 企画調整課 | (「ファシリテーションを活用とした楽しい協働のまちづくり研修会」について説明) |
| 会長 | 研修の講師は市職員が行いますか。 |
| 企画調整課 | 「会議ファシリテーター普及協会」に所属する専門家に講師を依頼し、知識や技術を習得します。 |
| 会長 | この研修を受講すればファシリテーターの資格を取得できますか。 |
| 企画調整課 | 資格を取得するためには一定回数の受講が必要ですが、市が主催する研修を受講しても回数が満たないため、資格を取得することはできません。この研修を通して、会議に参加した人の意見を引き出す技術を取得したいと考えています。 |
| 会長 | 他に意見がなければ承ったこととします。 |
| 事務局 企画調整課 | (「島田市事業仕分け事務」について説明) |
| A委員 | 事業だけでなく、その事業を行っている部や課などの組織についても仕分けを行いますか。 |
| 企画調整課 | 市が行っている事業の一部について、事業の必要性やあり方、市民ニーズに合っているかという観点で仕分けを行いますので、部や課についての仕分けは行いません。 |
| 会長 | 平成26年度のいつ行いますか。 |
| 企画調整課 | 事業仕分けの結果を平成27年度の当初予算に反映させたいと考えていますので、9月に行う予定です。 |
| 会長 | 一般公開しますか。 |
| 企画調整課 | 一般の方にも傍聴していただきたいと考えています。 |
| 会長 | 法令等で決められている事業は対象外ですか。 |
| 企画調整課 | 法令等で決められた事業を対象から外すなど、あらかじめ仕分 |

| | | |
|-----------|---|--|
| | | ける事業の選定基準を設けた上で実施します。 |
| 会 | 長 | それでは、この件について承ったこととします。 |
| 事 務 局 | | (「自治基本条例あり方研究会議(仮称)事務」について説明) |
| 企 画 調 整 課 | | |
| 会 | 長 | 研究会議には何人参加しますか。 |
| 企 画 調 整 課 | | 6人組みの班を3班作って行う予定です。 |
| 会 | 長 | それでは、会議は3つの議題を設けて行うということですか。 |
| 企 画 調 整 課 | | 研究の範囲が広いため、分野ごとに分けて会議を行うのがよいと考えています。 |
| A 委 員 | | 自治基本条例の制定について、島田市は遅れているということですか。 |
| 企 画 調 整 課 | | 自治基本条例を制定している自治体は全国に多くあります。近隣市では、焼津市や牧之原市で既に制定しています。事業仕分けや百人会議が行われる中で、自治基本条例もこの時点で制定する方がよいと考えています。 |
| 会 | 長 | 他になければ、この事務についても承ったこととします。 |
| 事 務 局 | | (「地域活性化イベント事業」について説明) |
| 観 光 課 | | |
| 会 | 長 | 島田髷祭りの写真コンテストに応募する写真は何枚くらいありますか。 |
| 観 光 課 | | 例年、30~40枚くらいあります。 |
| 会 | 長 | その中から主催者が選んで、次年度のポスターにするのですね。 他になければ、承認したいと思います。 |
| 事 務 局 | | (「災害時要援護台帳(高齢者見守り台帳含む)作成事務」について説明) |
| 福 祉 課 | | |

| | | |
|---|---|--|
| 会 | 長 | 例えば、人工透析を受けている方が新たな対象になりますか。 |
| 福 | 社 | 人工透析を受けている方は、身体障害者手帳を持っている方が多いので、現在も対象者として取り扱っています。 |
| | 課 | 障害認定されていないが、かなり重度の病気にかかっており、生活に支障がある方について、平成25年度から障害のサービスを受けられるようになりました。要援護制度についても、避難支援が必要な方が多く潜在するのではないかと考え、見直すこととしました。 |
| 会 | 長 | 「特定疾患治療研究事業費助成認定」は、時間的にも件数的にも蓄積がありますか。 |
| 福 | 社 | こちらは県が実施する事業ですので、件数等は把握していません。 |
| A | 委 | 台帳に登録するのは申請した方のみですか。 |
| 員 | | |
| 福 | 社 | 災害対策基本法の改正により、台帳への登録を拒否する方についても外部提供しない情報として登録することが決められています。台帳への登録に同意をいただいた方は、台帳へ正式に登録し、一定の範囲内で情報提供します。 |
| 課 | | ただし、登録に同意をいただいている方につきましても民生委員を通じて台帳への登録を勧奨するため、例外として外部提供しています。このことについては、以前の審議会で承認を得ています。 |
| 会 | 長 | 実際に災害が起きた時に、自治会長や町内会長が台帳に記載された方々を保護することは難しいのではないかと思います。 |
| 福 | 社 | この名簿は、災害発生時や避難訓練の際に活用していただくため、自主防災会にも提供しています。 |
| 課 | | |
| 会 | 長 | それでは、この事務について承ったこととします。 |
| 事 | 務 | (「こども医療費助成事業」について説明) |
| 児 | 局 | |
| 課 | 課 | |
| 会 | 長 | 変更点は業務委託するということですが、委託先は決まっていますか。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 児 童 課 | まだ決めていませんが、印刷会社に委託する予定です。 |
| A 委 員 | 業務委託する際に業者へ渡す個人情報には医療に関する情報も含まれますか。 |
| 児 童 課 | 医療に関する情報は渡しません。業者へ渡す受給者証には、受給者番号と氏名、住所、生年月日、性別が書かれています。 |
| 会 長 | 他になければ承ったこととします。 |
| 事 務 局 市 民 課 | (「身分証明事務」「住民基本台帳事務」「自動車臨時運行許可事務」「印鑑登録事務」「証明書発行事務」「戸籍事務」「一般旅券発給事務」について説明) |
| A 委 員 | 窓口業務は4月1日から業務委託し、職員は対応しなくなりますか。 |
| 市 民 課 | その前の試験期間として、現在、委託会社の社員が研修として職員と一緒に窓口業務を行っています。 |
| 会 長 | 例えば、印鑑登録事務はどこまで業務委託しますか。 |
| 市 民 課 | 証明書の発行だけでなく、印鑑の登録作業まで行います。法務省が定めている委託してよい業務の中から選んで委託します。 |
| A 委 員 | 出先機関も業務委託しますか。 |
| 市 民 課 | 今回は本庁での窓口業務のみです。土曜日の業務も業務委託します。 |
| 会 長 | 研修はどのくらい行いますか。 |
| 市 民 課 | 研修期間は10日程度です。 |
| B 委 員 | 委託業者が使用するパソコン等の機器やシステムは、市が所有するものを使用しますか。 |
| 市 民 課 | 外部から持ち込まれたものを使用するのは、情報漏えい等の危険が伴いますので、市が所有するものを使用します。 |

| | |
|--------------------|--|
| 会 長 | それでは、この件について承ったこととします。 |
| 事 務 局 政 策 推 進 課 | (「新市立島田市民病院建設基本構想策定業務」について説明) |
| 会 長 | 市民からの意見を求めるにあたり、病院建設に関する情報は広報等で周知していますか。 |
| 政 策 推 進 課 | 病院を建て替えるにあたり、平成25年9月から12月までの広報で建て替えの必要性やスケジュールについて周知しています。 |
| 会 長 | 市民ワークショップでは近隣市の市立病院との連携についても議論の対象としますか。 |
| 政 策 推 進 課 | 医師確保の問題については、有識者ヒアリングで何う内容になると思います。 |
| A 委 員 | 市民ワークショップは、何人程度の市民の参加を予定していますか。 |
| 政 策 推 進 課 | 30人程度の参加を予定しています。4月中旬から下旬までの間に開催する予定です。参加者の募集は3月下旬から行います。 |
| A 委 員 | 在宅医療を推進する方針で病院の建設構想を考えられますか。 |
| 政 策 推 進 課 | 在宅医療と病院の建設構想については区別がほしいと考えています。地域としての医療を考える中で、市民病院をどのように位置づけるのか考える必要があると思います。 例えば、日常的な医療となる在宅医療と一次医療は診療所が担い、二次医療（急性期医療）は市民病院が担うといった役割分担した上で、新病院の規模や場所を検討したいと考えています。 |
| 会 長 | 島田市では、遠く離れた場所にいる患者と電子通信で診療等を行う遠隔医療を推進する予定はありますか。 |
| 政 策 推 進 課 | どの程度、遠隔医療を行うのか決めていませんが、診療情報を共有することが最初の段階だと考えています。病院と診療所の間で検査結果や所見等をできるだけ共有できることが重要だと考えています。 |

| | |
|---------------------|--|
| A 委 員 | 基本構想はいつまでに作成しますか。 |
| 政 策 推 進 課 | 平成26年7月までには完成したいと考えています。それに伴い、5月の終わりごろにパブリック・コメントを実施し、市民の皆さまから意見をいただきたいと考えています。 |
| A 委 員 | 基本構想を作成したら、すぐに病院建設にとりかかりますか。 |
| 政 策 推 進 課 | 基本構想の次に基本計画を作成し、その後の建設となります。 |
| 会 長 | それでは、この業務について承ったこととします。 |
| 事 務 局 健 康 づ くり 課 | (「任意予防接種費用助成事務」について説明) |
| A 委 員 | 申請書が2種類あるのは、医療機関により申請方法が異なるためですか。 |
| 健 康 づ くり 課 | 申請者が医療機関を經由して請求する場合と直接請求する場合で申請書が異なります。 |
| 会 長 | 生活保護に関する情報は、本人の同意を得た上で生活保護担当部署から情報提供してもらいますか。 |
| 健 康 づ くり 課 | 申請者が医療機関へ休日夜間等受診証等の生活保護世帯であることを証明するものを提示し、医療機関がその写しを申請書へ添付することで確認します。 |
| A 委 員 | 指定医療機関と契約していますか。 |
| 健 康 づ くり 課 | 委託契約を締結することで、医療機関からも助成金に関する申請書が提出されます。 |
| 会 長 | 任意接種だと接種率は低いですか。厚生労働省等から接種率を高めるようにという趣旨の通達がありましたか。 |
| 健 康 づ くり 課 | 通達はありませんが、昨年風しんの流行した際に、静岡県が予防接種に対し助成事業を行っていました。 風しんの予防接種は一生の間に2回接種すればよいとされていますが、過去には接種を勧められて来なかった方や1回の接種で |

よいとされていた方がいらっしゃいますので、そのような方々に勧められればと思います。

A 委 員 風しんの予防接種について、助成がないといくらかかりますか。

健康づくり課 助成がないとほぼ倍の金額になります。

会 長 他に質問がなければ、承ったこととします。

○まとめ

新規審議案件4件及び変更審議案件6件について審議し、新規報告案件16件及び変更報告案件10件について報告を受けた。

4 島田市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要領の一部改正について

事 務 局 (「審議会の公開に関する要領の改正点」について説明)

会 長 この要領はホームページで確認することができますか。

事 務 局 島田市の例規集ではなく、個人情報保護審議会のページから確認できます。

傍聴の受付方法が朝8時30分から先着で受け付けるという内容で、傍聴者に負担をかけるものになっていますので、この点を改めたいと思います。

会 長 この審議会の開催についての周知は1カ月前の広報で行いますか。

事 務 局 開催1週間くらい前にホームページで周知しています。

会 長 この改正はいつから施行しますか。

事 務 局 平成26年4月1日から施行します。

会 長 次回の審議会から施行するということですね。
それでは、この改正について承ったこととします。

○まとめ

島田市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要領のうち、傍聴の手続きについて、受付方法を簡略することとした。

5 その他

次回の会議は、平成26年6月頃を開催する予定です。